

秘

金屬回收本部官制

昭和十八年三月七日	決裁
昭和十八年三月十四日	公布
勅令第一六九	號

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.)

勅令第

號

金屬回收本部官制

第一條 金屬回收本部ハ商工大臣ノ管

理ニ屬シ金屬類ノ回收ニ關スル事務

ヲ掌ル

第二條 金屬回收本部ニ左ノ職員ヲ置

ク

本部長

勅任

回收官

專任六人

奏任

回收官補

專任十九人

判任

第三條

前條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏

請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内

閣ニ於テ回收官ヲ命ズルコトヲ得

第四條

金屬回收本部ニ參與ヲ置キ部

務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各

廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨ

リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條

金屬回收本部ニ專門委員ヲ置

キ回收物件ノ評價ニ關スル專門ノ事

項ヲ調査セシム

専門委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第六條 本部長ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指

揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第七條 回收官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 回收官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

極秘

資源回收機構ノ整備刷新ニ關スル件

(昭和十八年二月十六日
閣議決定)

第一方針

戦力増強ノ要請ニ即應シ特ニ昭和十八年度ニ於ケル鐵鋼及不足非鐵
金屬ノ供給力ヲ確保スル爲メ未働遊休設備等ヲ強力ニ回收スルト共ニ
從來ノ回收ヲ徹底スルモノトシ速ニ左ノ要領ニ依リ之ガ企畫及實施
ニ任ズル一元的官廳機構ヲ整備セントス

第二要領

甲 中央機構

一 商工省ニ臨時資源回收本部(假稱、以下回收本部ト稱ス)ヲ

設置シ之ヲ回收計畫ノ設定及實施ニ關スル綜合事務ヲ行フ中央
機關トスルコト

ニ 回收本部ハ左ノ事務ヲ掌ルコト

- (一) 回收實施計畫ノ設定
- (二) 關係各官廳トノ連絡
- (三) 地方廳ニ對スル指揮監督
- (四) 民間回收團體ニ對スル指導監督
- (五) 回收物件ノ認定及評價並ニ之ニ關スル基準ノ決定
- (六) 回收物件ノ活用及廢化ノ決定
- (七) 勞務、資材及輸送ノ確保

四 同收物件ノ撤去、處理等ノ作業ニ關スル指導

五 其ノ他同收ニ關シ必要ナル事務

三 同收本部ニハ專任職員ノ外、勞務、資材、輸送等ノ確保ヲ圖ル爲關係各廳ノ官吏ヲ執務セシメ又ハ業務セシムルト共に同收物件ノ評價等專門的事務ニ從事セシムル爲民間經驗者ヲ特別任用スルコトヲ得ルモノトスルコト

乙 地方機構

一 同收ニ關スル地方的企畫及實施ニ關スル事務ハ道府縣廳ニ於テ一元的ニ所掌スルコト

地方特別官廳ハ前項ノ同收事務ニ關シ道府縣廳ニ對シ緊密ナル

協力ヲ爲スコト

ニ 道府縣廳ニ於ケル主務機構ノ整備強化ヲ圖ルト共ニ回收物件ノ數量等ニ應ジ必要ナル道府縣ニ資源回收課（假稱）ヲ新設スルコト

尙右ニ伴ヒ道府縣間ニ於ケル職員ノ重點的配置ヲ行フコト

三 道府縣廳ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

- (一) 地方ニ於ケル回收實施計畫ノ設定
- (二) 回收物件ノ具體的決定及評價
- (三) 回收物件ノ撤去、處理等ニ關スル作業ノ指揮監督
- (四) 勞務、資材及輸送ノ確保

(四) 民間回收團體ニ對スル監督

(五) 關係各地方特別官廳トノ連絡

(六) 其ノ他回收ニ關シ必要ナル事務

道府縣廳ハ責任ヲ以テ其ノ地方ニ於ケル回收ノ諸作業ニ任ジ、
其ノ實施ハ適當ナル民間機構ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトスル
コト

四 道府縣廳ノ職員ノ構成ハ甲ノ三ニ準ズルノ外既存ノ土木建築
關係技術職員ノ動員活用ヲ圖ルコト

備考

一 官廳ノ供出物件ノ回收ハ回收本部ノ計畫ニ基キ供出者ノ責任

ニ於テ之ヲ實施スルコトトシ其ノ作業ニ付テハ必要ニ應ジ所在

道府縣廳ノ協力ヲ得ルモノトスルコト

民間機構ノ統制ニ付テハ別途之ヲ考究スルコト

外地ニ於テモ本件ニ準ジ措置スルコト

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「物價局長官」ノ次ニ「金屬回收本部長」ヲ加フ

第十四條中「物價局事務官」ノ次ニ「金屬回收本部回收官」ヲ加フ

別表第一表商工省ノ部中物價局長官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

金屬回收 本部長	同上								
-------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

金屬回收本部ノ設置ニ伴ヒ高等官

俸給令中改正ノ要アルニ依ル

秘

昭和十六年三月十七日 決議
昭和十六年三月二十日 公布
勅令第一七二號

金屬回收本部回收官ノ特別任用ニ關スル件